

県道瀬谷柏尾道路改良事業(本郷その3地区)事業概要説明会 議事録

<p>議題</p>	<p>説明事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県道瀬谷柏尾道路改良事業(本郷その3地区)事業概要説明 2 質疑応答
<p>日時</p>	<p>令和6年2月16日(金) 午後19時から午後20時まで</p>
<p>開催時間</p>	<p>中屋敷地区センター 2階 小・中会議室</p>
<p>出席者</p>	<p>説明者：瀬谷土木事務所(矢野係長) 瀬谷土木事務所(保田)</p> <p>参加者：沿道地権者及び関係者(25名) うち、16日(19名)、17日(6名)</p>
<p>質問回答 まとめ</p>	<p>質問：用地補償の範囲は、事業に必要な範囲のみか 残地となる範囲について、補償は発生しないのか。 回答：基本的には、事業に必要な範囲のみ買収を考えています。</p> <p>質問：道路設計の考え方について、道路の中心から均等に道路を両側に広げるのではなく、なぜ西側や東側に道路が広がる区間が偏っているのか。 回答：事業区間の両端のすでに道路が広がった区間に合わせるように設計を行い、道路の線形がスムーズかつ、土地や建物への影響が一番少ない条件で設計を行うと、今回の道路線形となります。</p> <p>質問：用地補償の対象となる範囲が、所有している土地の一部であり、土地を提供してしまうと、建物の建蔽率や容積率が基準を満たせなくなることが想定される。その際に、残地となる土地についても補償を行ってくれるのか。 回答：今後、詳細な設計を行い、個別の土地ごとの用地補償の面積及び補償の内容について整理をしていくが、基本的には、事業に必要な範囲のみ買収を考えています。</p> <p>質問：地権者以外にも関係者(土地管理者)などがいる場合は、連絡や情報提供を行うようにしてほしい。 回答：承知しました。</p> <p>質問：以前の事業では、地域に情報提供や合意を得ないまま、勝手に道路線形の変更があった。計画に変更がある場合は、地域にきちんと情報提供をしてほしい。 回答：承知しました。</p>

	<p>質問：道路改良事業により、家屋等が移転となった場合、用途地域は変更されるのか 回答：現時点では、その計画はありません。</p> <p>質問：拡幅の対象となっている用地が、市街化調整区域であるが、用地買収後、市街化区域に編入されることはあるのか。 回答：基本的に市街化編入されることはありません。</p> <p>質問：GREEN×EXP02027 までに歩道整備を完了して欲しいのだが、事業スケジュールは どうなっているのか。 回答：概ね10年の計画となっている。用地の取得状況により、事業年数は大きく変わるため、明確な事業終了時期は定めていません。</p> <p>質問：歩道整備予定箇所である空地に、最近、新たな住宅が建ち始めているが規制などはしないのか。 回答：取得予定の土地には、道路区域決定を行う予定です。 道路区域決定を行うと、将来道路となる予定の土地に対して、無作為に建物や構造物ができることを防ぐため、建築制限等の私権の制限をかけることができます。</p>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 説明スライド ・資料2 質問票